

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月29日
【報告者の氏名又は名称】	NOVAホールディングス株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ペイタワー9階
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ペイタワー9階
【電話番号】	03-4405-7075
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長兼法務部長 石井 寧
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	NOVAホールディングス株式会社 (東京都品川区東品川二丁目3番12号天王洲ペイタワー9階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、NOVAホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社学びエイドをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社学びエイド

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

2026年4月27日(月曜日)から2026年5月28日(木曜日)まで(20営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(624,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(929,650株)が買付予定数の下限(624,100株)以上となり、かつ、買付予定数の上限(624,100株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2026年5月29日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	929,650(株)	624,100(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	929,650	624,100
(潜在株券等の数の合計)	()	()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	6,241
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	11,383
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(2026年1月31日現在)(個)(g)	34,120
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	50.10

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、いなよしキャピタルパートナーズ株式会社が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2026年1月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2026年3月17日に公表した「2026年4月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年1月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権(公開買付者が対象者から2026年4月27日現在残存するものと報告を受けた新株予約権1,043個(第2回新株予約権300個、第3回新株予約権383個及び第4回新株予約権360個)をいいます。以下同じです。)の行使により発行される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2026年1月31日現在の対象者の発行済株式総数(3,413,500株。以下「本発行済株式総数」といいます。)に、本新株予約権1,043個の目的である対象者株式の数(104,300株)を加算した株式数(3,517,800株)に係る議決権数(35,178個)を分母として計算しております。なお、本発行済株式総数(3,413,500株)に係る議決権数(34,135個)を分母として計算した「買付け等後における株券等所有割合」は51.63%となります。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ．計算方法

応募株券等の総数(929,650株)が買付予定数の上限(624,100株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

ロ．計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主等からの買付け等をする株券等の数の合計は624,100株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	6,241.00	(A)
応募株券等に係る議決権の数	9,296.50	(B)
あん分比率	0.6713279191	(A)/(B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主等の応募株式数(株)	あん分比例後の株式数(株)	1単元未満の株式数を四捨五入(株)	(3)によって切り上げ(切り捨て)られた単元未満株式数(株)	買付け株式数の増減(株)	最終買付株式数(株)	応募株主等に返還する株式数(株)	件数(件)
1	624,100	418,975.75	419,000	24.25	0	419,000	205,100	1
2	305,550	205,124.25	205,100	-24.25	0	205,100	100,450	1

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しております。

以上